▶問い合わせ 国民健康保険グループ(☎851771)

『被保険者証』・『高齢受給者証』・『限度額適用認定証』について

『被保険者証』・「高齢受給者証」について

◎新しい被保険者証を7月中旬に郵送します

『被保険者証』の有効期限は、平成30年7月31 日火までとなっていますので、8月1日火から使 用できる新しい被保険者証を世帯ごとに簡易書留 で郵送します。

○高齢受給者証が被保険者証と一体になります

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に交付 している『高齢受給者証』は、8月以降、被保険 者証と一体になります。

該当者には、被保険者証と一体になった『国民 健康保険被保険者証兼高齢受給者証』を7月中旬 に簡易書留で郵送します。

○国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の 医療費の自己負担割合

所得区分	昭和19年4月1日 以前に生まれた方	昭和19年4月2日 以降に生まれた方	
現役並み 所得者	3割		
上記以外 の方	1割	2割	

※『現役並み所得者』とは、同一世帯に住民税の 課税所得額(総所得額から所得控除額を引いた もの)が145万円以上ある70歳から74歳までの 国民健康保険加入者がいる方のことです。

8月からの『限度額適用認定証』の申請について

入院や高額な外来診療のとき、『限度額適用認 定証』を医療機関の窓口に提示することで、自己 負担額を限度額までに抑えることができます。

8月1日別以降に入院する予定などで(継続入 院を含む)次のいずれかに該当する方は、国民健 康保険グループまたは各支所で申請してください。

▶対象(国民健康保険に加入している方)

- 70歳未満の方
- 70歳から74歳までで住民税非課税世帯の方また は現役並み所得者の一部の方(下の『自己負担 限度額』についてを参照ください)

▶手続きに必要なもの

被保険者証、マイナンバー(個人番号)の分か る書類、印鑑(朱肉を使うもの)、委任状(別世 帯の方が申請を行う場合のみ)

- ※国民健康保険税の納税状況により交付できない 場合があります。
- ※限度額適用認定証は、手続きを行った月の1日 から有効です。
- ※7月2日间から事前申請を受け付けします(交 付は8月1日⁄以降になります)。
- ※平成29年分の収入申告が未申告の方は、申告を 済ませ、申告書の控えをご持参ください。

70歳から74歳までの外来・入院時の『自己負担限度額』について

平成30年8月から 自己負担限度額が変わります

平成30年8月から、70歳以上で『現役並 み所得者』に該当する方の自己負担限度額 が細分化されます。

細分化に伴い、現役並み所得者も『限度 額適用認定証』の発行が必要となる場合が ありますので、右の表でご確認ください。

なお、自己負担限度額を超えて支払った 医療費がある場合、後日、国民健康保険グ ループから還付のお知らせを郵送します。

※過去12カ月以内に限度額を超えた回数が 4回以上の場合は、4回目から『多数回』 となり、自己負担限度額が下がります。

○平成30年8月からの自己負担限度額(月額)

区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	限度額適 用認定証
現役 並み 所得者	課税所得 690万円 以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1 公 ※ 多数回140,100円。		不要
	課税所得 380万円 以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1公 ※多数回93,000円。		必要
	課税所得 145万円 以上	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1 伝 ※多数回44,400円。		必要
一般	課税所得 145万円 未満	18,000円 年間144,000円	57,600円 ※多数回44,400円。	不要
住民税 非課税 世 帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	必要
	区分 I	8,000円	15,000円	必要